

## 大阪府監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年3月16日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	松本	利明

### 委員意見に対する措置

（法人経営の自立化について）

監査対象機関名	公益財団法人大阪府保健医療財団	
監査実施年月日	委員 平成24年12月7日 事務局 平成24年11月5日及び同月6日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>財団法人大阪府保健医療財団は、経営の自立化を図るため、検診車の稼働率向上や検診受診者数の増加などを実現し、中期計画期間中に収支バランスの均衡を目指しているが、その達成状況については、定期的に検診部門ごとに達成・未達成についての原因分析等を行い、目標達成に向けた対策をするとともに、理事会等による法人ガバナンスの機能を発揮することが重要である。</p> <p>また、中期計画上、がん予防検診事業については具体的な経営目標が掲げられているものの、循環器病事業、中河内救命事業及び法人管理損益については、経営目標が示されていないので、これらの事業もあわせて検討することが必要である。</p> <p>さらに、法人管理費用については、本来、各事業の費用として按分して、事業の収支を分析することが経営管理上重要であるとともに、公的資金が財源になっていることから会計の説明責任を果たすためにも事業別の収支管理を徹底されたい。</p>	<p>第1期中期経営計画（～平成29年3月）における収支均衡未達成の原因分析や第2期中期計画を策定するために財団幹部を中心に「計画策定プロジェクトチーム」を設置し、府所管課も含め、意見交換、経営分析や収支改善方策の検討作業を行った。</p> <p>第2期中期経営計画では、監査委員意見等を踏まえ、全部門に戦略目標、成果測定指標、具体的活動事項を設けた。</p> <p>第2期中期経営計画策定後も、財団が毎月行っている経営会議及び府との会議を設置し、計画の進捗状況や管理費用も含めた収支分析等を行っている。</p> <p>なお、府立中河内救命救急センターは、平成28年度をもって指定管理期間が終了し、平成29年度からは地方独立行政法人市立東大阪医療センターが管理運営を行っている。</p>

指示事項に対する措置  
(棚卸資産について)

監査対象機関名	公益財団法人大阪府保健医療財団	
監査実施年月日	委員 平成24年12月7日 事務局 平成24年11月5日及び同月6日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>財団法人大阪府保健医療財団が指定管理者として運営する中河内救命救急センターでは、平成23年度末に保有する医薬品、診療材料について、購入時に費用処理されるのみで、期末在庫が貸借対照表に反映されていないので、棚卸資産として計上されたい。</p>	<p>大阪府立中河内救命救急センターについては、財団法人大阪府保健医療財団が指定管理者として運営を行ってきたが、平成28年度末で指定期間が終了した。</p> <p>平成29年度からは中河内救命救急センターに隣接する地方独立行政法人市立東大阪医療センターを新たな指定管理者として指定し、一体的な運営が開始されている。</p> <p>なお、保健医療財団が指定管理者として購入した医薬品・診療材料については、大阪府の所有に属することを、大阪府との業務契約書（平成26年4月1日締結）において明確にした。併せて委託業務が完了したときは、大阪府に返還しなければならない旨が明確にされたことから、大阪府と保健医療財団との間で覚書を締結し、平成28年度末の期末在庫を大阪府へ返還した（平成29年度当初に地方独立行政法人市立東大阪医療センターへ引き渡している）。</p>

指示事項に対する措置  
(遊休資産について)

監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構	
監査実施年月日	委員 平成25年1月18日	事務局 平成24年12月10日から同月14日まで
	監査の結果	措置の状況
	<p>呼吸器・アレルギー医療センターの固定資産のうち、旧局長公舎の跡地及び旧医師公舎の土地建物181,156千円については、法人化前から遊休状態のままであり、使われていないまま長年放置されている状況である。</p> <p>今後、大阪府と協議をする等、早急に今後の方針を明確化するとともに、その方針に沿った対応を図られたい。</p> <p>(なお、この指示事項は、大阪府健康医療部保健医療室に対する指示事項ともする。)</p>	<p>大阪はびきの医療センター（旧呼吸器・アレルギー医療センター）の旧医師公舎及び旧局長公舎については、病院とは離れた場所にあり、病院事業に供するためには統一的活用の観点から制約があることから、建替えにあわせて売却する方針とした。</p>

指摘事項に対する措置  
(未収金について)

監査対象機関名	公益財団法人大阪府保健医療財団	
監査実施年月日	委員 平成24年12月7日 事務局 平成24年11月5日及び同月6日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>財団法人大阪府保健医療財団が指定管理者として運営する中河内救命救急センターにおいて、診療報酬債権の計上が行われていないものがあった。これらについては適切に未収入金を計上されたい。また、請求済みの未収入金もあわせて、将来の貸倒れによる損失に備えて、貸倒引当金の計上をされたい。</p>	<p>診療報酬債権の計上ができていなかったものについては、平成24年11月から保険適用が確定した段階で速やかに計上するように改善した。</p> <p>なお、大阪府立中河内救命救急センターについては、財団法人大阪府保健医療財団が指定管理者として運営を行ってきたが、平成28年度末で指定期間が終了した。平成29年度からは中河内救命救急センターに隣接する地方独立行政法人市立東大阪医療センターを新たな指定管理者として指定し、一体的な運営が開始されている。</p> <p>指定管理者の変更に当たり、大阪府と東大阪医療センターとの調整を経て、貸倒引当金の計上を行うこととなった。</p>